

入札説明書

谷瀬の吊り橋周辺整備工事

令和8年6月

十 津 川 村 役 場

※申請様式データが必要な方は soumu@vill.totsukawa.lg.jp まで
空メールを送信してください。様式(word 型式)を返信いたします。

入 札 説 明 書

谷瀬の吊り橋周辺整備工事に係る入札公告に基づく条件付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。この場合において、当該仕様等に疑義がある場合は、下記の 9 に従い、説明を求めることができます。

- 1 公告日 令和 8 年 6 月 2 3 日（火）
 - 2 契約者 十津川村長 玉置 広之
 - 3 契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称、所在地等
〒 6 3 7 - 1 3 3 3
奈良県吉野郡十津川村大字小原 225-1
十津川村役場施設課
電話(代表) 0 7 4 6 - 6 2 - 0 9 0 5 （直通）
 - 4 競争入札に付する事項
 - (1) 工 事 名 谷瀬の吊り橋周辺整備工事
 - (2) 工事箇所 奈良県吉野郡十津川村大字上野地地内
 - (3) 発注工種 土木一式工事
 - (4) 工事概要

1. 西側テラス整備工 一式	2. 東側テラス整備工 一式
【内訳】	【内訳】
道路土工	道路土工
法面工	法面工
地山補強土工	地山補強土工
背面抑止工	背面抑止工
軽量盛土工	軽量盛土工
張出歩道工	擁壁工
擁壁工	排水構造物工
排水構造物工	舗装工
舗装工	防護柵工
防護柵工	付帯構造物工
付帯構造物工	構造物撤去工
構造物撤去工	
- ※ 1. 西側テラス → 2. 東側テラスの順序で施工をお願いします。
- (5) 工事期間 十津川村議会の議決後から令和 1 0 年 3 月 1 7 日（金）
※下記の工程を基準に進行をお願いします。
(場合によっては、工程が変更となる場合がございます。)

- ・準備期間
(議決後～令和8年9月30日(水)) ※
- ・本工事期間
(令和8年10月1日(木)～令和9年3月31日(水)) ※
(令和9年4月1日(木)～令和10年3月17日(金)) ※
※地元と協議のうえ工事を進行し、準備期間・本工事期間の変動もありうる。

5 競争入札に参加する者に必要な資格

十津川村建設工事等競争入札参加資格のうち土木一式工事の資格を有する建設業者2者又は3者で構成される特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」といいます。)であって、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、6に掲げる競争入札参加資格の確認を受けた共同企業体のみが、この入札に参加することができます。ただし、各構成員は2以上の共同企業体の構成員となることはできません。

- (1) 共同企業体構成員の出資比率は、2者で共同企業体を構成する場合にあつてはいずれも30%以上、3者で共同企業体を構成する場合にあつてはいずれも20%以上であること。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大(もしくは最大と同比率)であること。

- (2) 共同企業体構成員が、次の条件をすべて満たしていること。

ア 十津川村建設工事等競争入札参加申請をおこなっている者であること。

イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第15条の規定による土木工事業の特定建設業の許可を受けている者であること。

ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。

エ 競争入札参加資格確認時点及びその後入札執行日までの間において、十津川村建設工事等請負契約に係る指名停止措置要綱による指名停止措置を受けていないこと。

オ 次に掲げるこの入札に係る設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名 称 太洋エンジニアリング株式会社

所在地 奈良市大宮町6丁目7番3号

カ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

キ 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

ク 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。

ケ 十津川村内に本店を有し、奈良県建設工事等競争入札参加資格における土

木一式工事の位置づけがA等級又はA等級A1グループとしてなされていること。

コ 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。以下同じ）の結果における土木一式工事の平均完成工事高に110/100を乗じて得た額が、共同企業体の代表者については予定価格の「2/3」以上、その他の構成員にあっては予定価格の「1/構成員数」以上のものであること。

サ 共同企業体の全ての構成員は、土木一式工事の元請実績を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は、代表者として施工したものは、出資比率が20%以上であったものに限る。また、代表者以外の構成員として施工したものについては、出資比率が10%以上であったものに限る。

(3) 共同企業体構成員(i, ii, iii)のすべてが、それぞれの立場に応じて要求されるすべての条件を満たす技術者をこの工事を行う期間中1名以上専任で配置できること。

i 代表者

ア 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者（※1）

イ 過去10年以内に竣工した土木一式工事の従事経験を有する者

ウ 監理技術者にあっては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」を有する者であること

エ 入札の申込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者

ii 構成員

オ 国家資格を有する主任技術者

カ 過去10年以内に竣工した土木一式工事の従事経験を有する者

キ 入札の申込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者

ク 監理技術者を配置する場合は、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」を有する者であること

iii 現場代理人

ケ 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者を現場代理人として配置できること。

なお、現場代理人、主任（監理）技術者は、これらを兼ねることが出来る。

※1 これと同等以上の資格を有する者とは次の①から③のいずれかに該当する者をいいます。

① 一級建設機械施工技士の資格を有する者

② 技術士法(昭和58年法律第25号)による第2次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。))とするものに合格した者

③ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

6 競争入札参加資格の確認

この工事の入札に参加しようとする者は、村長が定める競争入札参加資格確認申請書、特定建設工事共同企業体の構成に関する協定書及び競争入札参加資格確認資料（以下「申請書及び資料」といいます。）を下記のとおり村長に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができません。また、開札の時ににおいて5に掲げる事項を満たしていなければなりません。

(1) 申請書及び資料の提出

- ア 提出期限 令和8年6月29日(月)まで
(土、日、祝日を除きます。)
- イ 受付時間 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除きます。)
- ウ 提出場所 奈良県吉野郡十津川村大字小原 225-1
十津川村役場総務課
- エ 提出部数 各1部
- オ 提出方法 持参に限ります。

(2) 申請書及び資料の作成等

- ア 作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。
- イ 競争入札参加資格確認申請書は別記様式1により作成してください。
- ウ 特定建設工事共同企業体の構成に関する協定書は別記様式2により作成してください。
- エ 競争入札参加資格確認資料は下記(ア)から(エ)のとおりとし、次に従い作成してください。

(ア) 設計業務受託者との関連及び経営事項審査結果を示す書面

5の(2)のオに定める設計業務受託者との関連、5の(2)のコに定める平均完成工事高を別記様式3に記載してください。また、別記様式3のうち、総合評定値欄は空欄にしてください。なお、総合評定値通知書の写しを添付してください。

(イ) 工事实績を記載した書面

5の(2)のサに掲げる資格があることが判断できる同種工事の施工実績を1件以上、別記様式4(必要に応じ様式4-2)に記載してください。当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム(CORINS)」に登録されている場合は、「竣工時カルテ受領書」を添付してください。工事内容によっては「工事カルテ」の提出を求める場合があります。登録されていない場合は、記載した工事の施工実績が確認できる契約書(受注形態が共同企業体の場合は協定書)、設計書及び仕様書等を提出してください。内容確認後に原本を返却します。
これらによることができない場合は、工事概要が確認できる「工事施工証明書」(様式4-2)を提出してください。民間発注工事の場合は、開発行為許可通知書等工事の実施を証明することのできる書類を添付してください。(当該様式の1~5の事項について確認できるものであれば必ずしも当該様式でなくてもかまいません。)

(ウ) 配置予定技術者の資格等を記載した書面

5の(3)に掲げる資格があることが判断できる配置予定技術者の資格及び従事経験を別記様式5に記載してください。なお、一級土木施工管理技士等の資格を証する書面、監理技術者資格者証の写し、監理技術者講習修了証(監理技術者講習修了証明書を含む。以下同じ)の写し及び3ヶ月以上の雇用関係を証明する書類を添付してください。

● 同期間に複数の一般競争入札が行われる場合、一人の技術者を重複して配置予定者として入札参加申請ができますが、複数の工事の配置技術者となることはできません。【要専任】

● 同一工事に複数の配置予定者を申請することができます。(配置予定技術者

一覧表に複数の技術者を記載できる)

この場合、落札候補者となった時点で、配置技術者決定届により 1 名に決定すること。

(エ) モラルに対する決意を記載した書面

モラルに対する決意を記載した書面は別記様式 6 により作成してください。

(3) 申請書及び資料の作成説明会

実施しません。

(4) 競争入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和 8 年 6 月 30 日（火）に発送します。

(5) その他

ア 提出された申請書及び資料は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。

イ 提出された申請書及び資料は、返却しません。

ウ 提出期限の日以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めません。

エ 申請書及び資料に関する問い合わせ先
3 に同じ。

7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次に従い、書面により説明を求めることができます。

ア 提出期限 令和 8 年 7 月 14 日（火）まで

イ 提出場所 6 に同じ

ウ 提出方法 任意の様式による書面を持参してください。郵送及び電送によるものは受け付けません。

(2) 7 の (1) により説明を求められたときは、令和 8 年 7 月 14 日（火）までに、説明を求めた者に対し書面により回答します。

8 仕様書の閲覧

(1) 期 間 令和 8 年 7 月 2 日（木）から令和 8 年 7 月 16 日（木）まで
（土、日、祝日を除きます。）

(2) 時 間 午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除きます。）

(3) 場 所 3 に同じ

(4) その他 閲覧に当たっては、本競争入札に参加資格があることが確認された旨の通知書を持参してください。

9 設計図書等の貸与

設計図書等の貸与は行ないません。ただし、設計図書等を記録した電子媒体（CD）を貸与します。

※なお、電子媒体（CD）は設計図書の閲覧時に貸与し、入札日に返却してください。

10 設計図書等に関する質問

(1) 設計図書等に対する質問がある場合においては、次に従い任意の様式書面により提出してください。

ア 提出日時 令和 8 年 7 月 7 日（火）から 7 月 13 日（月）の正午まで

イ 提出場所 3 に同じ

ウ 提出方法 電子メールとします。

電子メール shisetsu@vill.totsukawa.lg.jp

注) 上記のアドレスに送信すること。

電子メールを送信後、電話にて着信確認の連絡を入れること。

(電話受付は、土、日を除き、午前8時30分から午後5時まで)

電話(直通) 0746-62-0905

(2) (1)の質問に対する回答は、次のとおりとします。

ア 回答日時 令和8年7月14日(火)

イ 回答方法 全質疑をとりまとめ、全社に電子メールで回答します。

11 入札の日時及び場所

(1) 日時 令和8年7月17日(金) 午前9時30分

(2) 場所 体育文化センター

(3) その他 入札の執行に当たっては、本競争入札の参加資格があることが確認された旨の通知書を持参してください。

12 入札方法等

(1) 入札は持参によるものとします。

(2) 代理人をもって入札する場合は、その委任状を入札と同時に提出してください。

(3) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

(4) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(5) 入札執行回数は、1回とします。

13 入札の無効

5に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札者心得に示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

なお、本村により競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札執行日までの間において十津川村建設工事等請負契約に係る指名停止措置要綱による指名停止措置を受けた者等入札時点において5に掲げる資格のない者の行った入札は無効とします。

14 落札者の決定方法等

(1) 開札は、入札に参加しようとする者又はその代理人が出席して行うものとします。

(2) 予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(3) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。ただし、落札者の決定において、「くじ」を辞退することはできません。

15 契約の不締結

落札決定後、十津川村議会の議決までの間に、落札した共同企業体の構成員の一部が

入札参加資格の制限又は指名停止を受けた場合は、仮契約を締結しません。ただし、落札者が資格を失った構成員を除いて協定書を変更した場合、変更後の共同企業体の構成員が、代表者を含め2者(3者による共同企業体の場合)である場合は、一部を変更して契約を締結することがあります。

16 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

十津川村契約規則(平成元年4月規則第3号)第6条第1項第2号及び第23条の規定によります。

(2) 議会の議決の要否

要します。この工事の契約については、十津川村議会の議決を要しますので議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとします。
(但し入札日は除きます。)

(3) 契約書作成の要否等

要します。落札者は、落札の日から5日以内に仮契約を締結するものとします。